

## 交通心理士補から交通心理士への昇格についての細則 (2014 年度交通心理士補取得者)

交通心理士補から交通心理士への昇格の条件として、次の事項を定める。昇格するためには、交通心理士補の取得後 5 年以内に下記の条件を満たさなければならない。

### I. 昇格の条件

交通心理学会大会、交通心理士会大会、地区別研究会、教習所セミナーにおいて単独または筆頭発表者として、2 件以上の発表を行う。ただし、このうちの 1 件については、下記の表に示す大会等の参加ポイントの合計が、交通心理学会大会及び交通心理士会大会への参加（計 4 ポイント以上）を含む 8 ポイント以上であることをもって、これに代えることができる。参加ポイントについては、交通心理士補になる 3 年前までのポイントを含めることができるものとする。

なお、単独または筆頭発表者として発表した場合は、発表 1 件としてのみ数え、参加ポイントとして加えることができない。

表 交通心理士への昇格条件に関わる大会等とその参加ポイント

大会・講習会等	参加ポイント	年間開催日数
交通心理学会大会	2 ポイント	2 日
交通心理士会大会	2 ポイント	2 日
地区別研究会	1 地区 1 ポイント 同じ年に複数の地区的地区別研究会に 参加した場合は、それぞれ参加ポイント として加えることができる。	1 地区 1 ~ 2 日
ステップアップ講習会	1 日 1 ポイント（参加日数分加算）	3 ~ 6 日
コーチングセミナー	1 日 1 ポイント（参加日数分加算）	1 ~ 4 日
教習所セミナー	1 ポイント	1 日
交通カウンセラー養成 講座	1 日 1 ポイント（参加日数分加算）	6 ~ 8 日

\* 年間開催日数は、年により多少変動することがある。

\* 今後、講習会・研修会等が新設された場合、所定の審議を経た上でポイントの対象と  
することができる。

### II. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格認定委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成21年 6月13日 改正  
平成24年11月10日 改正  
平成25年 3月16日 改正  
平成25年11月 9日 改正  
平成26年 6月 7日 改正  
平成27年 6月 6日 改正  
平成29年11月 4日 改正